

会津地域で無農薬無化学肥料栽培米を栽培し、消費者に直接販売していた稲作農家について、風評被害により販売できなかった平成23年度産米につき、他に販売することも可能であるとする東京電力の主張を排斥し、くず米としての販路はあるが、無農薬無化学肥料栽培米としての販路はないと判断して、くず米販売価格相当額を控除した逸失利益が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- 1 営業損害（平成23年度産米に係る逸失利益）
自 平成23年11月1日 至 平成24年10月31日
- 2 同（追加的費用 検査費用）
自 平成23年9月30日 至 平成23年9月30日
- 3 同（追加的費用 住民票取得費用）
自 平成25年3月22日 至 平成25年3月22日
- 4 本件和解仲介に関する司法書士費用

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、下記の通り第1項の1乃至4所定の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金47万2549円の支払義務があることを認める。

記

- 1 金44万3536円
- 2 金1万5000円
- 3 金250円
- 4 金1万3763円

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する司法書士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者に何

らの債権債務がない。

- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月11日

（仲介委員 中村芳彦）